

大阪府特殊詐欺対策審議会 (第三回)

～現状を踏まえた条例改正の
方向性について～

令和6年9月30日
大阪府庁災害対策本部会議室

～目次～

- 「A T M操作時における携帯電話での通話禁止」について 1
- 「不自然な入出金に対する金融機関からの通報について 2
- 「プリペイド型電子マネー販売時の購入目的確認」について 3
- 「高齢者の口座からの振込制限設定（上限0円など）」について . . . 5
- 「府民の自主防犯行動を促進するための情報発信
（被害店舗・被害ATM設置場所の公表）」について 6

「ATM操作時における携帯電話での通話禁止」について

令和6年9月30日
大阪府特殊詐欺
対策審議会資料

現行条例について

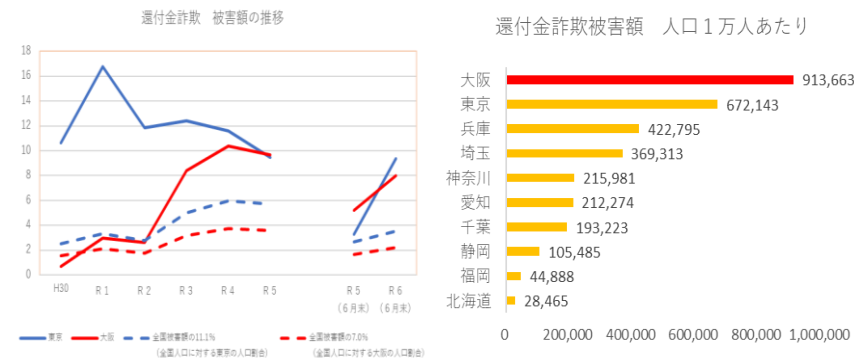
現行条例第20条（特殊詐欺の根絶に向けた府民及び事業者等の努力義務）

- 第一項 府民は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深め、府及び市町村が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策に協力するよう努めるものとする。
- 第二項 事業者は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深めるとともに、府及び市町村が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策並びに府民、事業者及びこれらの者が組織する団体が実施する特殊詐欺の根絶に向けた自主的な活動に協力するよう努めるものとする。
- 第三項 事業者は、特殊詐欺の犯行の態様に鑑み、犯行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるものとする。

現状の取組及び被害状況

- 取組 「ストップ！ATMでの携帯電話」運動（R4から実施）
- ▶ ATMでの通話はしない
 - ▶ ATMでの通話はさせない

- 令和5年中の還付金詐欺被害
 - ・認知件数 948件：全国ワースト1
 - ・被害額 9億6,485万円：全国ワースト1
 - 令和6年8月末現在の還付金詐欺被害
 - ・認知件数：835件（前年同期比33%増）
 - ・被害額：11億3,414万円（前年同期比85%増）
- ※大阪府下における還付金詐欺被害額の最多は、令和4年中の10億3,874万円



条例改正の方向性・論点

- 現行条例においても、府や市町村の施策に協力をする努力義務、特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講ずる事業者による努力義務が規定されているが、特殊詐欺被害は増加している現状
- ▶ 現状を踏まえるとより一歩踏み込んだ対策が必要。個別の条項として再度、努力義務化を規定するのではなく、**「府民及び事業者に対する義務化」が必要ではないか。**
- 社会のコンセンサス化を目指すのであれば、年齢の制限を設けない方がいいとの考えもあるが、還付金詐欺の被害者のうち93%が高齢者
- ▶ 事業者において年齢の判別が難しいとの意見が出ているが、**現在の被害実態に即して、高齢者（65歳以上）の口座保護の観点から、高齢者に対象を絞るべきではないか。**
- ▶ また、**65歳以上の高齢者自身に自らの義務を認識してもらうことにも意義があるので、高齢者に対象を絞るべきではないか。**
- 金融機関ごとに可能な対策が異なる。
- ▶ 指針において、金融機関が講ずべき措置等を定め、**金融機関ごとに対策可能なものから実施することは可能ではないか。**また、たとえ、特殊詐欺被害が全体の取引のうち、ごく少数であったとしても、**数十億円規模の被害が出ている以上、預金者保護のために一定の設備投資は必要ではないか。**

「ATM操作時における携帯電話での通話禁止」について

令和6年9月30日
資料

北河内農業協同組合八雲ATMコーナー



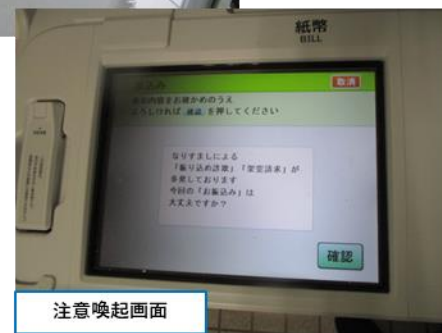
等身大警察官看板



人感センサースピーカー



チラシ



注意喚起画面

北河内農業協同組合金田ATMコーナー

等身大警察官看板



人感センサースピーカー



チラシ、ポスター等



「不自然な入出金に対する金融機関からの通報」について

令和6年9月30日
大阪府特殊詐欺
対策審議会資料

現行条例について

現行条例第21条（特殊詐欺に関する通報等）

第一項 府民は、次の各号のいずれかに該当する場合には、警察官に通報するよう努めるものとする。

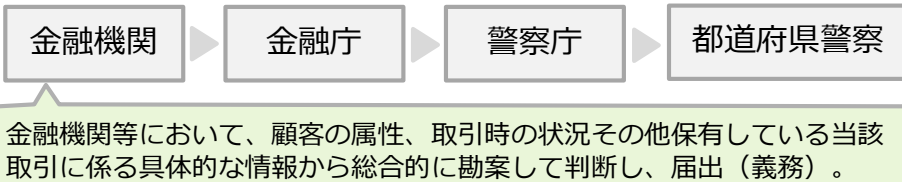
第一号 その言動から特殊詐欺の被害に遭うおそれがある者を発見したとき。

第二号 自己又は家族、親族、近隣住民その他の者が、特殊詐欺と疑われる電話、郵便物等を受けたとき。

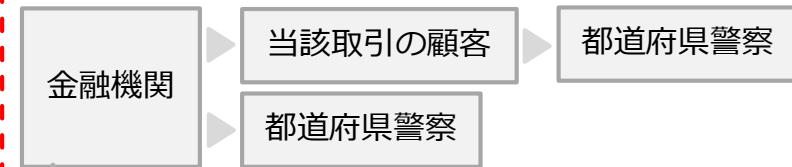
第二項 **事業者は、特殊詐欺の犯行の態様に鑑み、犯行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の被害に遭うおそれがある者を発見したときは警察官に通報するとともに、特殊詐欺の被害の防止を図るため当該被害に遭うおそれがある者の注意を喚起し、特殊詐欺を行っていると思われる者を発見したときは警察官に通報するよう努めるものとする。**

現状の取組及び背景

【疑わしい取引の届出等（犯収法第八条）】



【特殊詐欺の疑いのある取引を認知した場合の措置】



各金融機関においても、特殊詐欺の疑いのある取引を認知した場合は、顧客に対して連絡を行い、被害に遭っていないかの確認や顧客に対して警察への通報を促すなどの取組を行っている。

本年8月には、金融庁及び警察庁からも要請文が発出され、

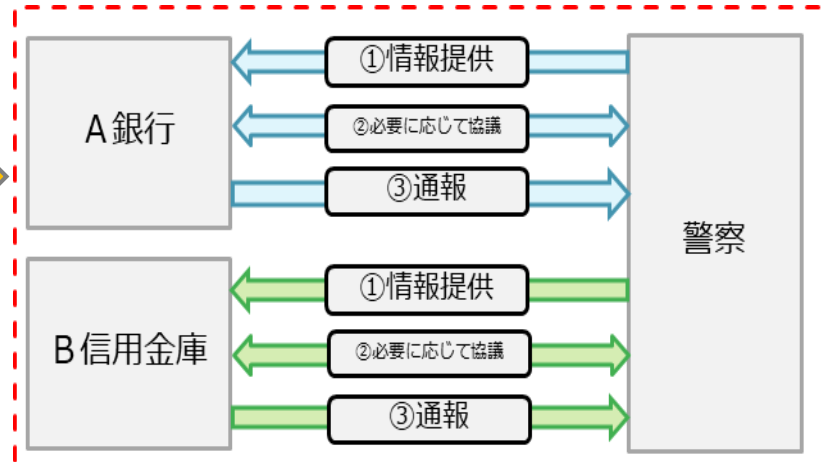
モニタリングにより、詐欺の被害のおそれが高いと判断される取引を検知した場合には、管轄する都道府県警察へ必要な情報を迅速に提供すること。

と示されている。

条例改正の方向性・論点

○各金融機関ごとに、取扱口座数やモニタリング等の各種システムが異なることから、金融機関全体で**一律の通報基準を設けることは現実的ではない。**

▶ 警察から各金融機関に対して、特殊詐欺の手口や被害状況等の特殊詐欺の被害に遭っているおそれがある取引に関する情報を提供し、**特殊詐欺等の被害に遭っているおそれがある取引を認知した場合に、通報することはできないか。**



現行条例について

現行条例第20条（特殊詐欺の根絶に向けた府民及び事業者等の努力義務）

- 第一項 府民は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深め、府及び市町村が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策に協力するよう努めるものとする。
- 第二項 事業者は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深めるとともに、府及び市町村が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策並びに府民、事業者及びこれらの者が組織する団体が実施する特殊詐欺の根絶に向けた自主的な活動に協力するよう努めるものとする。
- 第三項 事業者は、特殊詐欺の犯行の態様に鑑み、犯行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるものとする。

現状の取組及び被害状況

取組

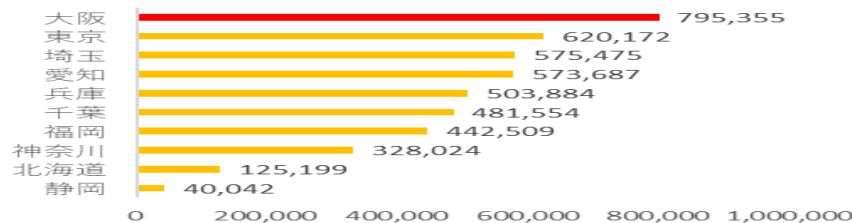
コンビニエンスストア等において、警察等からの啓発資料等を活用し、プリペイド型電子マネー購入者に対して、声掛けその他被害防止の対策を実施し、多くの未然防止をしていただいている。



大阪府警作成のチェックシート

- 令和5年中の架空料金請求詐欺被害
 - ・認知件数 701件：全国ワースト1
 - ・被害額 10億4,577万円（過去最多）：全国ワースト2
- 令和6年8月末現在の架空料金請求詐欺被害
 - ・認知件数 456件（前年同期比5%減）
 - ・被害額 8億794万円（前年同期比17%増）

架空料金請求詐欺被害額 人口1万人あたり



条例改正の方向性・論点

- 現行条例においても、事業者は「特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講じる」との努力義務が規定されており、各事業者において積極的に声掛けなどを実施していただいているが、過去最大の被害額となった昨年を上回るペースで被害が発生
 - ▶現状を踏まえるとより一歩踏み込んだ対策が必要。個別の条項として再度、努力義務化を規定するのではなく、「府民及び事業者に対する義務化」が必要ではないか。
- 現状、声掛けなどを実施していただいている中で、一定数トラブルが発生している。また、混雑している場合など、他のお客に支障が生じるおそれがある。
 - ▶府民に対しても義務を課し、周知することにより、現状よりトラブルは減るのではないか。また、高額なプリペイド型電子マネーの購入者に限定して確認するのであれば、業務への支障は回避できるのではないか。
- 良好な取組をした事業者を褒める方がよいのではないか。
 - ▶未然防止などを行っていただいた事業者に対しては、現在も感謝状の贈呈、マスコミに対する広報、ウェブサイトへの掲載などを行っている。加えて、今回の条例改正で、優良事業者に対して、より一層積極的に公表することを検討している。

「プリペイド型電子マネー販売時の購入目的確認」について

令和6年9月30日
大阪府特殊詐欺
対策審議会資料

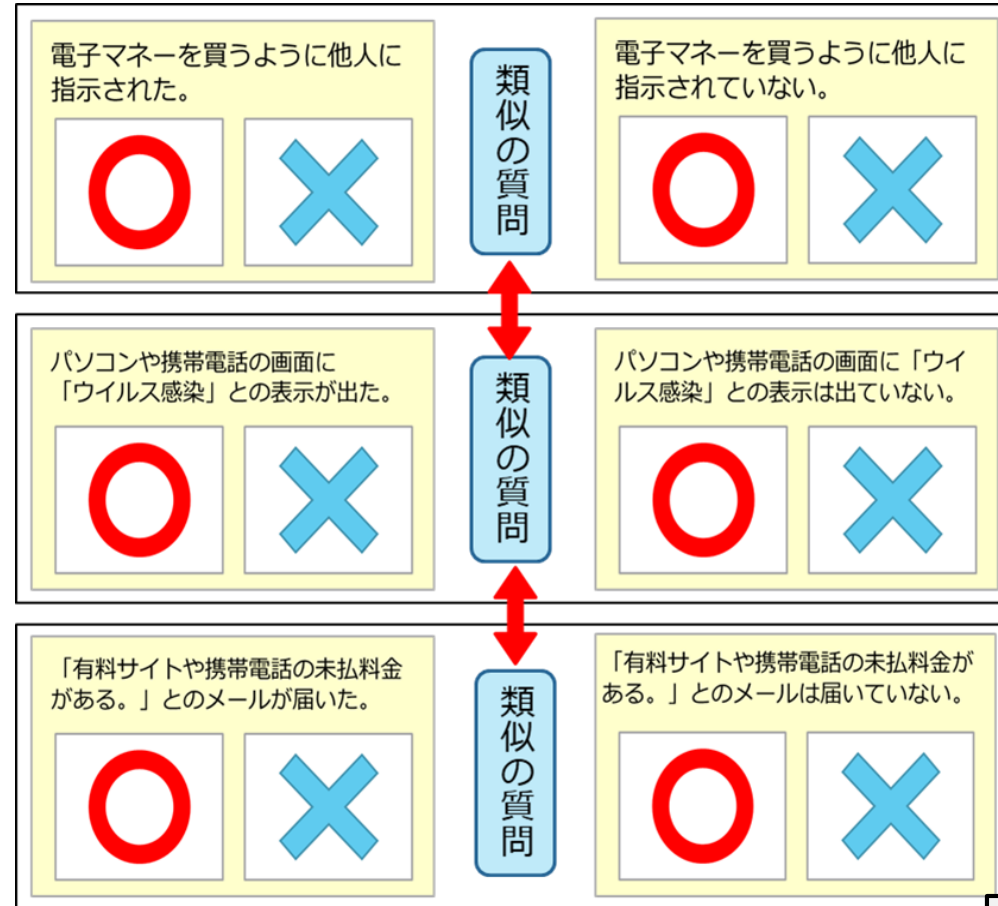
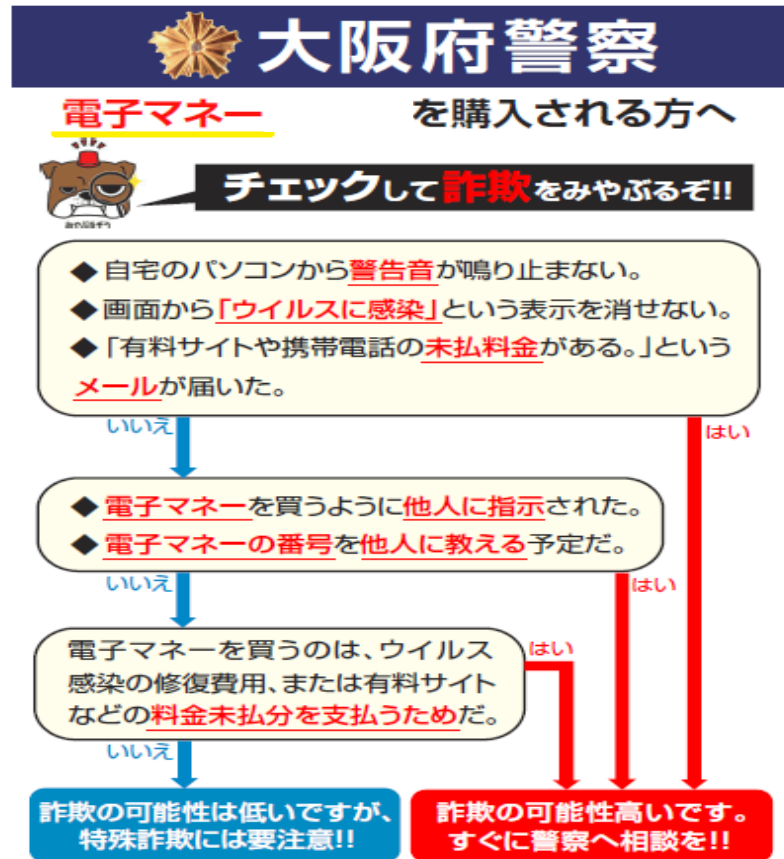
具体的な確認案

大阪府警が作成している現行のチェックシート

- 【メリット】販売時に提示して読んでもらえれば詐欺は防ぐことができる。警察から配布又はウェブサイトに掲載することで、低コストで実施可能。
- 【デメリット】提示しても読んでもらえなければ防げない。

その他のチェックシート（案）

- 例えば、数パターンの質問と、回答が逆になる類似の質問を作成し、ランダムに提示して確認してもらう。
- 【メリット】ランダムにすることで犯人側から回答を指示できなくなり、未然防止の確率が上がる。類似の問題があるので、問題を読まないと正解できない。
- 【デメリット】多少回答に時間を要する。



「高齢者の口座からの振込制限設定（上限0円など）」について

令和6年9月30日
大阪府特殊詐欺
対策審議会資料

現行条例について

現行条例第20条（特殊詐欺の根絶に向けた府民及び事業者等の努力義務）

- 第一項 府民は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深め、府及び市町村が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策に協力するよう努めるものとする。
- 第二項 事業者は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深めるとともに、府及び市町村が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策並びに府民、事業者及びこれらの者が組織する団体が実施する特殊詐欺の根絶に向けた自主的な活動に協力するよう努めるものとする。
- 第三項 事業者は、特殊詐欺の犯行の態様に鑑み、犯行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるものとする。

現状の取組及び被害状況

取組

現在も、地方銀行、信用金庫等を中心に「顧客の年齢や過去の振込実績」に基づき、振込限度額の引き下げや「振込上限額0円キャンペーン」等を行っており、振込限度額を引き下げることで被害金額が減少している実績がある。

○令和5年中の還付金詐欺被害

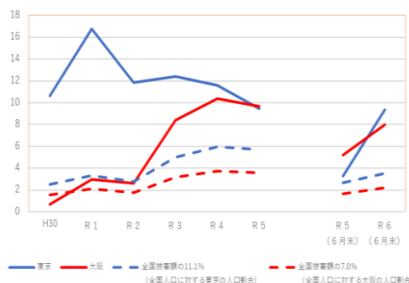
- ・認知件数 948件：全国ワースト1
- ・被害額 9億6,485万円：全国ワースト1

○令和6年8月末現在の還付金詐欺被害

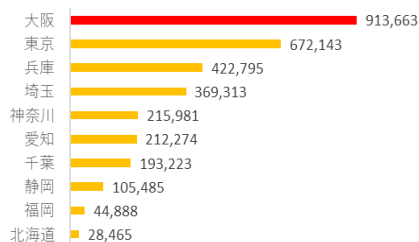
- ・認知件数：835件（前年同期比33%増）
- ・被害額：11億3,414万円（前年同期比85%増）

※大阪府下における還付金詐欺被害額の最多は、令和4年中の10億3,874万円

還付金詐欺 被害額の推移



還付金詐欺被害額 人口1万人あたり



条例改正の方向性・論点

○国の総合対策に基づき、警察庁と全国銀行協会でも慎重に議論をしている。国レベルの協議が終了するまで待つべきではないか。

▶ 本年8月末時点で、大阪府下において毎日1,590万円の被害、類似の投資詐欺・ロマンス詐欺も含めると毎日4,856万円の被害が発生している危機的状況。各都道府県において発生状況も大きく異なる現状で、一般論として国レベルでの協議は相応に時間を要するものと思われるが、大阪はそれを待てる状況ではない。そのため、各都道府県の情勢に応じて機動的に対応が可能な条例により、大阪が全国に先駆けて、より一歩踏み込んだ対策が必要。

○一律に制限を掛ければ、窓口で長蛇の列ができて、業務に支障が出るおそれがある。

▶ 過去三年以上振込実績のない高齢者などに限定し、必要最小限度にとどめることで、業務への支障は回避できるのではないかと考える。

▶ 金融機関が一律に制限を掛けることも効果があると思われるが、それを待てる状況ではない以上、各金融機関毎にできる範囲で早期に引下げを行うことも重要と考えている。

▶ 都市銀行の1日の振込限度額が高く、高額な被害が出ているのも現状。都市銀行は、特に大幅な引下げを行ってほしい。自主的に引下げができるのであれば、条例改正を待たずに引下げ措置をしてくれると、より早く被害抑止を図ることができるかと考える。

現行条例について

現行条例第19条（特殊詐欺の根絶に向けた施策の推進）

第二項 府は、市町村と連携して、府民及び事業者に対し、特殊詐欺の被害の防止に必要な広報、啓発等の活動を行うものとする。

現状の取組

○府や警察において、各種資料を作成し、広報啓発



○府警ウェブサイトやX、Instagram等を活用した広報啓発



○アポ電認知時の安まちメールを活用した迅速な注意喚起

○金融機関やコンビニエンスストア等の事業者において、特殊詐欺の未然防止に貢献してくれた際の感謝状の贈呈、マスコミへの報道、各警察署ウェブサイトへの公表を実施

○府警ウェブサイトに「大阪府金融機関防犯対策協議会」が表彰をした金融機関の店舗名等を公表

今後の取組

○情報提供の媒体

安まちメール、情報発信用アプリケーションソフト（安まちアプリ）、警察本部及び警察署のウェブサイト、防犯速報等の各種広報媒体

○情報提供の方法

特殊詐欺等被害を認知した場合、速やかに安まちメールにおいて、次のような注意喚起を行い、その後、適宜のタイミングにおいて、ウェブサイトや各種広報媒体を活用して、府民に対する広報啓発を予定。

（安まちメール文案）

令和6年●月●日午後●時●分ころ、大阪府中央区大手前●丁目●番付近に設置の無人ATMにおいて還付金詐欺の被害が発生しました。

手口は、中央区役所を騙る男から「保険料の還付がある」旨の電話があり、無人ATMで、犯人の指示どおりにATMを操作させられてお金をだまし取られたものです。ATMで還付金の手続きはできません。また、無人ATMに誘導されることが多いので、不審な電話があれば電話を切り、警察に通報してください。

○優良事業者の公表

特殊詐欺等の被害防止対策に対して積極的に取り組んでいる事業者や特殊詐欺等の未然防止に貢献した事業者については、被害防止優良事業者（仮）などとして、大阪府警等のウェブサイトを活用して積極的な公表を行う。

条例改正の方向性・論点

○個別の店舗名を出せば誹謗中傷や風評被害の可能性もある。被害が発生した店舗には個別に発生状況を教えてくれればよいのではないかと。また、積極的に取り組んでいる事業者を公表する方がよいのではないかと。

▶ 個別の被害店舗名を出さずに、およその被害場所や無人状態のATMで被害が発生している現状を周知するため、安まちメールを送信予定。
なお、事業者に対しては、個別に発生状況は伝えており、被害防止に貢献してくれた際には表彰や公表を行っているが、今後は、被害防止優良事業者（仮）などとしてウェブサイト上に積極的に公表も検討。